

# 尾道市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

大分類： 10 環境衛生系施設

中分類： 19 塵芥処理系施設

令和3年3月

広島県尾道市

(衛生施設センター・南部清掃事務所)

## 【目次】

- 1 個別施設計画策定の趣旨及び概要
  - (1) 策定の趣旨
  - (2) 計画概要と計画期間
  
- 2 対象となる施設一覧及び概要
  - (1) 対象施設一覧
  - (2) 対象施設配置図
  - (3) 対象施設の役割
  
- 3 各種分析結果
  - (1) 劣化状況
  - (2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況
  - (3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況
  - (4) 利用状況
  - (5) コスト状況
  
- 4 今後の基本的な方向性
  - (1) 現状と課題
  - (2) 今後の施設の考え方
  - (3) 検討すべき方向性と実施時期

# 1 個別施設計画策定の主旨及び概要

## (1) 策定の趣旨

尾道市が保有する公共建築物やインフラ資産は、今後、大量に更新時期を迎えます。厳しい財政状況や人口減少等による利用需要の変化等が見込まれるなか、公共建築物やインフラ資産の長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化及び施設の適切な配置を実現する必要があります。

尾道市は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、平成28年度に「尾道市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。

総合管理計画の4つの基本原則とこれを踏まえた実施方針、施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、個別施設計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## (2) 計画概要と計画期間

本計画は、総合管理計画「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針」で規定される施設類型「4-10 環境衛生系施設」の塵芥処理系施設について、施設の現状、役割、課題を整理し、今後の各施設の基本的な方向性及び考え方を示したものです。

本計画に基づく各施設のあり方の具体的な検討や実施については、議会及び市民との問題意識や情報の共有化を図りながら、取り組むこととします。

計画期間は、総合管理計画と同期を図るため、本計画策定時から令和28年度までとしますが、社会情勢の変化や社会的ニーズに基づき、必要に応じて計画の改定を行うとともに、各期（短期・中期・長期）に改定を行うこととします。

# 2 対象施設の一覧及び役割

## (1) 対象施設一覧表（別紙1）

## (2) 対象施設配置図（別紙2）

## (3) 対象施設の役割

ア 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る施設として、固形状一般廃棄物を処理するため設置されている尾道市クリーンセンター、因瀬クリーンセンター、因島リサイクルセンター、容器包装プラスチック処理施設及びペットストックヤードは、各処理区域から収集により搬入されたごみを中間処理し、資源物の選別回収を行い、焼却残さ及び直接埋立物は、最終処分として尾道市原田最終処分場、因島一般廃棄物最終処分場及び瀬戸田名荷埋立処分地でそれぞれ適正に埋立を行っています。

イ 向島クリーンセンター及び御調清掃センターでは、地域の中継施設として市民からの持込対応を行い、資源物の回収など、ごみ処理施設全体が循環型社会の構築に

寄与する重要施設として位置づけられています。

ウ ごみ処理とは別に環境資源リサイクルセンターは、家庭から出る不用品の展示販売、リサイクル教室の開催など体験学習を行う場として活用されています。

エ 非常災害時においても地域住民の生活環境を保全するため継続した処理が必要とされ、適切な維持管理と安全性の確保も求められます。

### 3 各種分析結果

#### (1) 劣化状況

ア ごみ処理施設として平成2年11月竣工の因瀬クリーンセンター及び平成6年2月竣工の尾道市クリーンセンターは、焼却施設の老朽化が著しいため、平成25年度循環型社会形成推進地域計画を作成し、平成27年度から令和元年度にかけて両施設の更新工事を実施し、完成後15年の施設延命化を図りました。尾道市クリーンセンターに併設された粗大ごみ処理施設及び同時期に建設された因島リサイクルセンターと容器包装プラスチック処理施設及びペットストックヤードについても老朽化が進行し設備の更新を順次実施している状況です。また、中継施設及びリサイクル商品販売として機能している向島クリーンセンター、御調清掃センター及び環境資源リサイクルセンターは建設から30年以上経過しているため建築躯体に劣化が生じ撤去又は大規模改修を検討する時期となっています。

イ 最終処分場として利用している尾道市原田・浦崎最終処分場、因島一般廃棄物最終処分場及び瀬戸田名荷埋立処分地は、浸出水処理施設の設備に経年経過による劣化が認められるため計画的な修繕を実施しながら機能回復を図っています。

ウ 用途を廃止し、建築物が残存する旧ごみ焼却場、旧百島ごみ焼却場及び不燃物埋立汚水処理場については、敷地内に関係者以外の立入がないため現状維持としていますが、適切な時期に跡地利用を含め建築物の撤去が必要な状況です。

#### (2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況

ア 一般廃棄物処理施設として複数ある施設のうち、耐震基準に係る建築基準法改正以前に建築された施設は、用途廃止した施設を除き、環境資源リサイクルセンター及び向島クリーンセンターの2施設で、どちらの施設も耐震診断や耐震改修も未実施であり、大きな地震への備えは十分とは言えません。

イ その他の施設は、新耐震基準で建築され、地震による倒壊等の恐れはありませんが、災害時にも継続した処理を行う必要があるため、停電等に備えた設備管理は重要であると考えます。なお、すべての施設で避難所及び防災マップ上の指定は受けていません。

#### (3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況

ア 施設利用は、ごみ処理施設として市民から持込まれたごみの対応及び施設内での見学対応と特定の関係者に限られ、いずれの施設も建築当初の建築基準に定められ

た必要最小限の環境配慮設備は取り入れています。

イ リサイクル商品の展示販売や環境教室を開催する常時来場者のあるリサイクルセンターは、S48年に竣工し、用途廃止を行った旧ごみ焼却場の管理事務所を用途変更し使用しているため、公衆の用に供する施設としては機能性に乏しい状況となっています。

ウ その他施設ともに経過年数による空調及び衛生設備の老朽化が進行し、機能性を回復するためには継続した修繕が必要となっています。

#### (4) 利用状況

ごみ・資源物処理量、最終処分量及び環境資源リサイクルセンター利用状況は次のとおりです。

ごみ・資源物処理量と最終処分量

(単位：t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	直接埋立物	最終処分量
平成28年度	39,724	4,451	8,030	2,074	8,639
平成29年度	37,602	4,482	7,894	2,472	8,542
平成30年度	37,138	5,248	7,525	3,287	9,713
令和元年度	38,766	5,316	7,334	2,100	8,651

環境資源リサイクルセンター利用状況

	施設入館者数	販売実績
平成28年度	30,511人	7,419千円
平成29年度	31,464人	7,473千円
平成30年度	30,813人	7,506千円
令和元年度	29,095人	7,535千円

#### (5) コスト状況

一般廃棄物処理施設は、合併前の処理区域別に管理を行い、旧尾道・向島・御調地区の内陸部に用途廃止施設を含む11施設と因島・瀬戸田地区の島しょ部に4施設、計15施設の維持管理を行っています。内陸部の施設に係る保守管理等の経常費用は、11施設で年間6億2,000万円、島しょ部の施設に係る保守管理等の経常費用は、4施設で年間2億9,000万円、合計8億1,000万円あまりとなっています。主なものとして、人件費、光熱水費、施設の修繕費、燃料費、管理委託料などがあげられます。

また、収入として、ごみ処理に伴う処理料金として事業系一般廃棄物は、重量に応じて10kg当たり140円、有料粗大ごみについては容積換算により個別に設定された料金を徴収し、選別回収された資源物を有価物として売却することで財源の一部としています。収入に対し支出が多いため、効率的な施設管理を行うこと等で経費の削減に取り組むことが必要と考えます。

## 4 今後の基本的な方向性

### (1) 現状と課題

- ア 用途廃止施設を除く11施設は、それぞれ運転管理をプラントメーカー関連業者又は地元企業に民間委託し業務を行っています。
- イ 焼却施設の延命化を図った尾道市クリーンセンター及び因瀬クリーンセンターと同期間使用が見込まれる粗大ごみ処理施設についても、今後設備更新による延命化を図り、継続したごみ処理を行うことで生活環境の保全に努めていくことが必要であると考えます。
- ウ いずれの施設も、経年経過による老朽化が今後ますます進行することが予想され、適切な維持管理を行いコスト削減を行うためには、委託業者への管理指導と定期的な機能診断、また、長寿命化を図るための計画的な維持管理に取り組む必要があります。

### (2) 今後の施設の考え方

- ア 合併前の旧市町で、それぞれの時代背景や必要性から、施設を建設し管理してきましたが、地域の人口減少、少子高齢化社会の到来と厳しい財政状況などを考えれば、各施設での処理区域の統合を踏まえた、適正な配置が求められます。また、生活環境保全上必要不可欠な施設ですが、2度にわたる合併により1市で複数の施設を有する状況や、15年の延命化以降の適切な施設規模などを踏まえた市域内の総合処理や、近隣市町との広域処理など総合的な視点で検討を行う時期が来ると考えます。
- イ 用途を廃止し残存した施設については適切な時期に解体撤去を行うとともに、処理を継続し老朽化した施設については、今後設備の耐用年数を超えて施設を継続させることに無理がないか検討する必要もあり、比較的新しい施設についても施設の点検や予防保全の実施など、長寿命化を図り、トータルコストの削減にも取り組む必要があると同時に、建設までに期間を要する廃棄物処理施設新設時期も含めた検討が必要と考えます。

### (3) 検討すべき方向性と実施時期（各施設毎の詳細は別紙3）

- ア 旧尾道・向島・御調地区の内陸部のごみ処理を行う9施設のうち延命化を図った尾道市クリーンセンターについては、現状維持のまま施設を管理し、15年後新たな施設を建設する時期を迎えたとき、老朽化した容器包装プラスチック処理施設とペットストックヤードを含めた複合化施設の建設並びに同じく延命化を行った因瀬クリーンセンターの稼働状況等を勘案し、因島・瀬戸田地区の島しょ部のごみ処理を含めて施設を統合し、中継施設を設け、収集エリアの拡大を行うなど、市域での施設規模の検討若しくは市域を超えた広域処理の検討を行う必要があると考えます。また、現在内陸部の中継施設として活用している向島クリーンセンター及び御調清掃センターについては、現在において建築物の劣化が著しいため計画的に危

険箇所の解体撤去及び改修を行うなど、予防保全により安全管理に努めます。

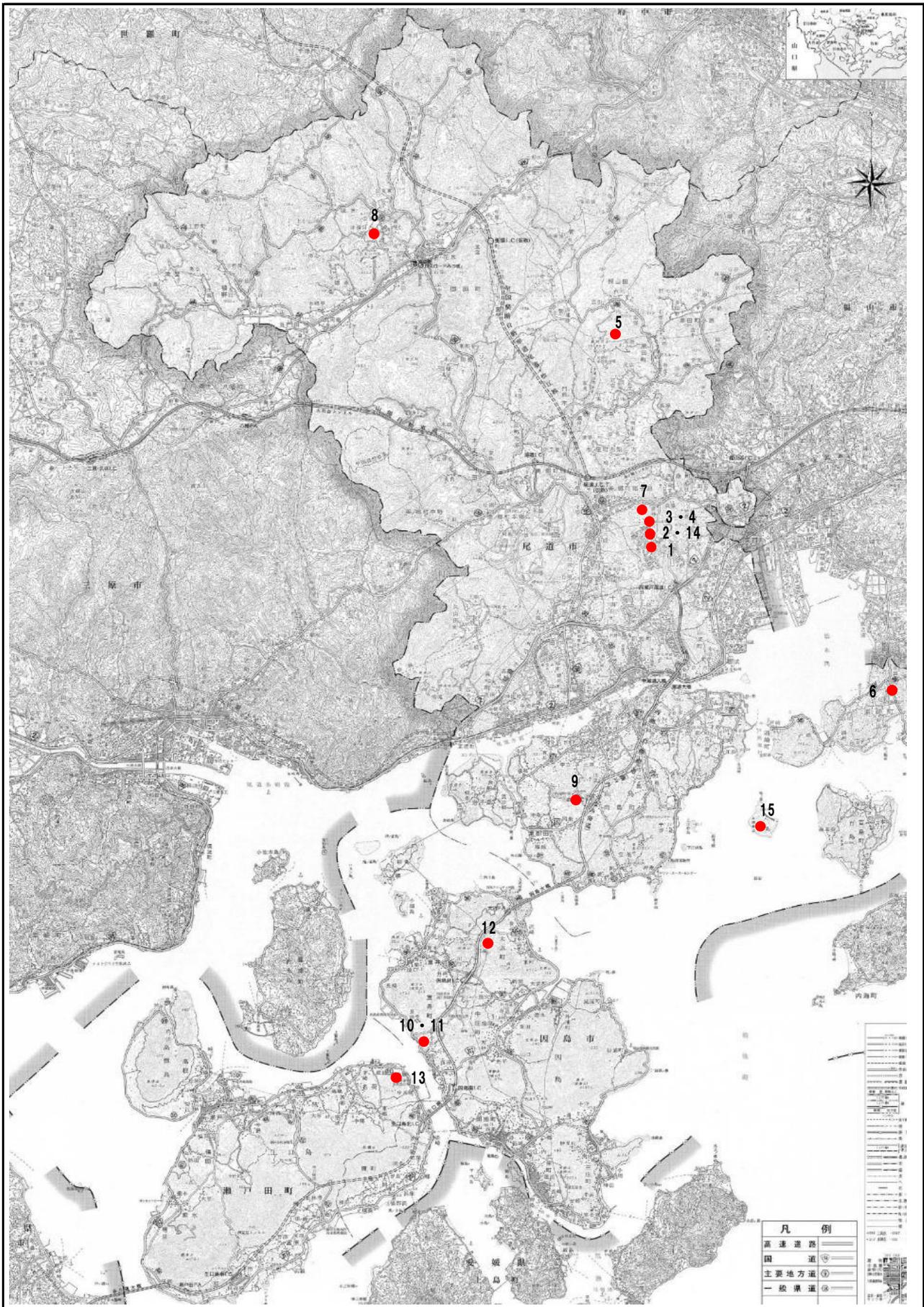
イ 環境資源リサイクルセンターは、老朽化した施設を不特定多数の市民が利用することについて事業実施者と協議を行い、適切な改修又は施設の廃止など検討を行う必要があると考えます。

ウ いずれにおいても、多くの施設は老朽化が進行している状況ではありますが、尾道市の主要な施設として継続して使用する施設であるため、長期計画である一般廃棄物処理計画の中で、人口減少によるごみ排出量の予測や法改正に伴うリサイクルの促進などによるごみの減量化で収集体制と併せて施設の在り方を含めた整理を行い、その間継続して処理を行う施設については、建物の外壁、屋根並びに屋外設備等の補強を含めた改修工事も検討しながら、計画的な修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

## 別紙1 (対象施設一覧表)

No	施設名称	所管	所在地	主たる建物の建築年	延床面積 (㎡)
1	尾道市クリーンセンター	衛生施設センター	尾道市長者原一丁目220番地75	H6	7,683.60
2	環境資源リサイクルセンター	衛生施設センター	尾道市長者原一丁目220番地8	S48	1,325.10
3	尾道市容器包装プラスチック処理工場	衛生施設センター	尾道市美郷町三成正田149番地11	H13	784.67
4	尾道市ペットストックヤード	衛生施設センター	尾道市美郷町三成正田149番地11	H11	298.95
5	尾道市原田最終処分場	衛生施設センター	尾道市原田町梶山田4340番地	H14	1,765.78
6	尾道市浦崎最終処分場	衛生施設センター	尾道市浦崎町字粉谷甲1109番地2	H1	81.09
7	不燃物埋立汚水処理場	衛生施設センター	尾道市美ノ郷町三成103番地	S50	19.44
8	尾道市御調清掃センター	衛生施設センター	尾道市御調町綾目1308番地	S61	417.00
9	尾道市向島クリーンセンター	衛生施設センター	尾道市向島町11098番地151	S56	1,716.00
10	南部清掃事務所	南部清掃事務所	尾道市因島重井町5308番地1	S49	838.04
11	因瀬クリーンセンター	南部清掃事務所	尾道市因島重井町5334番地	H2	1,803.48
12	因島リサイクルセンター	南部清掃事務所	尾道市因島大浜町1217番地1	H7	2,505.70
13	瀬戸田名荷埋立処分地	南部清掃事務所	尾道市瀬戸田町名荷2221番地	H3	128.00
14	旧ごみ焼却場	衛生施設センター	尾道市長者原一丁目220番地83	S48	2,868.12
15	旧百島ごみ焼却場	衛生施設センター	尾道市百島町小草山2858番地3	S48	70.92

別紙2 (対象施設配置図)



別紙3（検討すべき方向性と実施時期）

No	施設名称	基本的な方向性	短期計画							中期計画		長期計画	
			R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09～R13	R14～R18	R19～R23	R24～R28
1	尾道市クリーンセンター	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討	⇒	改修・更新	現状維持
2	環境資源リサイクルセンター	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
3	尾道市容器包装プラスチック処理工場	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討	⇒	改修・更新	現状維持
4	尾道市バットストックヤード	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討	⇒	改修・更新	現状維持
5	尾道市原田最終処分場	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
6	尾道市浦崎最終処分場	処分	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	用途廃止	処分				
7	不燃物埋立汚水処理場	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
8	尾道市御調清掃センター	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
9	尾道市向島クリーンセンター	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
10	南部清掃事務所	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
11	因瀬クリーンセンター	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
12	因島リサイクルセンター	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
13	瀬戸田名荷埋立処分地	現状維持	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
14	旧ごみ焼却場	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
15	旧百島ごみ焼却場	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			